

## 小林市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）募集要項

### 1 目的

本要項は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設について、市民等が暑さをしのぐ場所として市が指定する指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）を募集するために必要な事項を定めるものである。

### 2 募集施設

市内の民間施設等

### 3 指定基準

- (1) 適当な冷房設備を有していること。
- (2) 熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を市民その他の者に開放することができること。
- (3) 市民等が滞在のために供すべき部分について、適切な空間が確保できること。
- (4) 休息用の椅子等の設置をすること。

### 4 応募方法

「小林市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）申込書」に必要事項を記入の上、小林市健康推進課に持参もしくは郵送、電子メールのいずれかの方法で提出する。

### 5 応募先

住所：886-0007 小林市真方 89 番地 1（小林市保健センター）

宛先：小林市健康福祉部健康推進課

電話：0984-23-0323

E-mail：k\_yobou@city.kobayashi.lg.jp

### 6 その他

- (1) 申込後、市が適当と判断した場合は協定書を締結し、クーリングシェルターに指定します。施設管理者又は市のいずれからも協定の更新をしない旨の申し出がなかった場合には、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とします。
- (2) クーリングシェルターに指定した施設の名称、所在地、開放する曜日・時間帯及び受け入れることが可能であると見込まれる人数は、市ホームページ等を通じて公表します。
- (3) 公序良俗に反する場合や、取組の趣旨に適さない場合など、市が不相当と判断した場合には、クーリングシェルターとして指定されない、または指定を解除する場合があります。
- (4) クーリングシェルターの施設設備に要する経費などについて、市による財政的な支援はありません。
- (5) 申込書の内容に変更が生じた場合、又はクーリングシェルターの指定を取り下げる場合は、「小林市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）変更・取下げ届出書」を小林市健康推進課へ提出してください。